



【東京地方裁判所委員会 委員】
島田 耕一 Shimada Koichi
(第一東京弁護士会) (45期)

第58回 東京地方裁判所委員会報告

～「18・19歳の若年層を意識した裁判員裁判の広報活動」について～

令和5年6月6日に開催された東京地方裁判所委員会について報告します。今回のテーマは「18・19歳の若年層を意識した裁判員裁判の広報活動について」です。

1 裁判所からの説明

最初に、刑事部部総括及び裁判員調整官から、裁判所の取り組みについて説明がありました。

法改正により、令和4年4月1日以降、裁判員とされる年齢が18歳以上に引下げられ、現役高校生を含む18歳及び19歳が裁判員に選任される可能性があることから、裁判所では、裁判員制度への関心を高めるとともに、人生経験が不足しているのではないかとといった参加への不安解消を図るため、特に若年層に向けた積極的な広報活動が必要と考えているとのことでした。

東京地方裁判所における具体的な取組例としては、裁判員制度出張セミナー、裁判官出前講義及び団体傍聴後の裁判員制度説明会が紹介されました。裁判員制度出張セミナー及び裁判官出前講義は、いずれも学校や勤務先などに裁判官が出張し、裁判員制度の説明、質疑応答などを行うものですが、学校からの依頼が6割程度を占めているようです。団体傍聴後の裁判員制度説明会は、中学生以上の団体による刑事裁判の傍聴希望を受け入れ、裁判官による裁判員制度説明会の実施を勧誘し、実施を希望した団体には傍聴後に空き裁判員法廷において説明会を実施するものです。

また、学校などからの法教育目的の各種依頼に積極対応をするほか、制度広報に資する番組制作協力依頼への積極対応や、夏休み傍聴企画等独自の広報企画も実施しているとのことでした。令和4年12月20日には、広報目的に特化した裁判員経験者との意見交換会を開催した際、現役高校生に実際の刑事裁判の傍聴、裁判員裁判用法廷の見学、裁判官からの裁判員制度説明を行った上で意見交換会を傍聴

してもらい、法曹三者や経験者への質疑応答も実施したとのことでした。

2 質疑応答・意見交換

出張セミナーのような活動は、タイトルは違っても全国的に行っており、支部の管轄の地域でも対応しているとのことでした。Webでの広報活動としては、裁判所のHPに裁判員制度のバナーをおいて、そこから裁判員制度の説明ページに飛べるようにしているが、SNSについては、訴求力のある手段であるとは感じているものの未だ踏み出せていない、Webのみでの出張セミナーや出前講義も行っていないとのことでした。

市民委員からは、Webの活用に関する意見が多く出され、オンデマンドでの裁判員制度解説映像配信、裁判官がクイズ形式で裁判員制度を解説するTikTokの動画作成といった提案や、若年層の役者が裁判員になる設定のドラマを制作し、YouTubeで公開することも効果的ではないかといった意見が出されました。別の委員からも、SNSの活用が必要であり、例えばギャルが若年層の心配事を話す会話劇を配信し、続きの解説をWebで行うといった手法も提案されていました。また、Web会議方式でのセミナーや出前講義にもすぐに取り掛かるべきだとの意見も出ました。

行政に携わる委員からは、「作る・届ける・検証する」を3:6:1の割合で行うサーロインの法則が紹介され、広報では作ることに注力しがちだが、本来費用を割くべきは届けることだとの意見が出され、また、裁判所と弁護士会とのコラボ企画も実施すべきとの提言もなされました。

3

次回令和5年10月2日のテーマは「民事裁判手続きのデジタル化～その現状と未来」となりました。📺

※地裁・家裁の各委員会で取り上げてもらいたい話題やご意見等がありましたら、当会バックアップ協議会担当者（第二東京弁護士会司法調査課 電話番号 03-3581-2259）までご連絡ください。